

令和5年度神奈川県立の特別支援学校幼稚部（視覚障害教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱

令和5年度神奈川県立の特別支援学校幼稚部（視覚障害教育部門）の入学者の募集及び選抜は、この要綱の定めるところによる。

1 志願資格

幼稚部への入学を志願しようとする者は、次に該当する者とする。

- (1) 平成29年4月2日から令和2年4月1日までに生まれた者
- (2) 本人及び保護者（親権者又は後見人をいう。以下同じ。）が県内に居住する者
- (3) 両眼の視力がおおむね0.3未満の者又は視力以外の視機能障害が高度の者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者
- (4) 志願しようとする特別支援学校の区域又は調整区域に居住している者（各特別支援学校の区域及び調整区域は、別表のとおりとする。）

2 募集人数

募集人数は、別に定める。

3 募集期間及び受付時間

学 校 名	募 集 期 間	受 付 時 間
神奈川県立平塚盲学校	令和5年1月10日(火)から同月13日(金)まで	午前9時から午後4時まで
神奈川県立相模原中央支援学校	令和5年1月10日(火)から同月13日(金)まで	午前9時から午後4時まで

4 志願手続

志願者は、志願先の特別支援学校の校長（以下「校長」という。）に、次に掲げる書類を募集期間中に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) その他校長が指定する書類

5 併願の禁止

県内の他の公立特別支援学校との併願は認めないこととする。

6 選抜の日時及び場所

学 校 名	選 抜 の 日 時	選 抜 の 場 所
神奈川県立平塚盲学校	令和5年1月27日(金)午前9時30分から11時30分まで	神奈川県立平塚盲学校
神奈川県立相模原中央支援学校	令和5年1月19日(木)午前10時から11時まで	神奈川県立相模原中央支援学校

ただし、体調等の悪化その他のやむを得ない事情が生じたときは、校長が別に指定する日時とする。

7 選抜の内容

- (1) 行動観察
- (2) 面接（本人及び保護者）
- (3) その他校長が指定する内容

8 選抜結果の発表の日時及び場所

学 校 名	発 表 日 時	発 表 場 所
神奈川県立平塚盲学校	令和5年2月8日(水)午前10時	神奈川県立平塚盲学校
神奈川県立相模原中央 支援学校	令和5年2月1日(水)午前10時	神奈川県立相模原中央 支援学校

9 入学の許可

入学の許可は、合格者に対し校長が合格通知書を交付して行う。

10 入学手続

合格通知書の交付を受けた者は、指定された期日までに所定の手続をしなければならない。

11 その他

この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

別表

県立特別支援学校幼稚部（視覚障害教育部門）の区域等

学 校 名	区 域	調 整 区 域
神奈川県立平塚盲学校	県内全域（ただし、相模原市、大和市、座間市及び愛甲郡愛川町を除く。）	相模原市、大和市、座間市及び愛甲郡愛川町
神奈川県立相模原中央支援学校	相模原市、大和市、座間市及び愛甲郡愛川町	県内全域（ただし、相模原市、大和市、座間市及び愛甲郡愛川町を除く。）

令和5年度神奈川県立平塚盲学校高等部の入学者の募集及び選抜要綱

令和5年度神奈川県立平塚盲学校高等部の入学者の募集及び選抜は、この要綱の定めるところによる。

1 志願資格

(1) 本科

本科（普通科又は保健理療科）への入学を志願しようとする者は、次に該当する者とする。

ア 中学校、義務教育学校、特別支援学校中学部を卒業若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者、令和5年3月31日までにこれらを卒業若しくは修了する見込みの者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

イ 県内に居住する者

ウ 両眼の視力がおおむね0.3未満の者又は視力以外の視機能障害が高度の者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者

(2) 専攻科

専攻科（理療科又は保健理療科）への入学を志願しようとする者は、次に該当する者とする。

ア 高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校高等部本科を卒業した者、令和5年3月31日までにこれらを卒業する見込みの者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

イ 県内に居住する者

ウ 両眼の視力がおおむね0.3未満の者又は視力以外の視機能障害が高度の者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者

なお、理療科については、アからウまでに該当する者のほか、県内に居住し、視覚障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部専攻科保健理療科を修了した者又は令和5年3月31日までに修了する見込みの者も志願することができるものとする。

2 募集人数

募集人数は、別に定める。

3 募集期間及び受付時間

募 集 期 間	受 付 時 間
令和5年1月10日(火)から同月13日(金)まで	午前9時から午後4時まで

4 志願手続

志願者は、神奈川県立平塚盲学校の校長（以下「校長」という。）に、次に掲げる書類を募集期間中に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 調査書(本科普通科のみ)
- (3) その他校長が指定する書類

5 併願の禁止

県内の他の公立特別支援学校との併願は認めないこととする。

6 選抜の日時及び場所

選 抜 の 日 時	選 抜 の 場 所
令和5年1月27日(金)午前9時から午後4時まで	神奈川県立平塚盲学校

ただし、体調等の悪化その他のやむを得ない事情が生じたときは、校長が別に指定する日時とする。

7 選抜の内容

それぞれの検査等の実施については、次表のとおりとする。

学 科	学力検査(教科等)	身体機能検査	面 接
本科普通科	国語、社会、数学、理科、英語	—	実施(本人及び保護者)
本科保健理療科	一般教養	実施	実施(本人)
専攻科理療科	国語、理科	実施	実施(本人)
専攻科保健理療科	国語、理科	実施	実施(本人)

8 選抜結果の発表の日時及び場所

発 表 日 時	発 表 場 所
令和5年2月8日(水)午前10時	神奈川県立平塚盲学校

9 推薦入学

- (1) 専攻科理療科については、推薦による入学(以下「推薦入学」という。)を認める。
- (2) 専攻科理療科に推薦入学を志願できる者は、視覚障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の本科保健理療科を卒業若しくは専攻科保健理療科を修了した者若しくは令和5年3月31日までにこれらを卒業若しくは修了する見込みの者又はあん摩鍼灸しんきゅうの養成施設で高等課程のあん摩課程を卒業した者若しくは令和5年3月31日までに卒業する見込みの者のうち、学習成績が優良であり、かつ、学習意欲が旺盛な者であって、視覚障害者である生徒に対する教育を主として行う出身特別支援学校の校長又は出身養成施設の施設長の推薦を得た者とする。
- (3) 推薦入学者の選抜は、次により行う。
 - ア 推薦入学を認める者の数は、専攻科理療科の募集人数のうち若干名とする。
 - イ 募集期間及び受付時間

募 集 期 間	受 付 時 間
令和4年11月14日(月)から同月18日(金)まで	午前9時から午後4時まで

ウ 志願手続

志願者は、校長に4に掲げる書類のほか、別に指定する推薦書等を提出しなければならない。

エ 選抜の日時及び場所

選 抜 の 日 時	選 抜 の 場 所
令和4年11月28日(月)午前9時から正午まで	神奈川県立平塚盲学校

ただし、体調等の悪化その他のやむを得ない事情が生じたときは、校長が別に指定する日時とする。

オ 選抜内容は、面接及びあん摩マッサージ指圧実技とし、学力検査は実施しない。

カ 選抜結果の発表の日時及び場所

発 表 日 時	発 表 場 所
令和4年12月7日(水)午前10時	神奈川県立平塚盲学校

10 入学の許可

入学の許可は、合格者に対し校長が合格通知書を交付して行う。

11 入学手続

合格通知書の交付を受けた者は、指定された期日までに所定の手続をしなければならない。

12 その他

この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

令和5年度神奈川県立の特別支援学校幼稚部（聴覚障害教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱

令和5年度神奈川県立の特別支援学校幼稚部（聴覚障害教育部門）の入学者の募集及び選抜は、この要綱の定めるところによる。

1 志願資格

幼稚部への入学を志願しようとする者は、次に該当する者とする。

- (1) 平成29年4月2日から令和2年4月1日までに生まれた者
- (2) 本人及び保護者（親権者又は後見人をいう。以下同じ。）が県内に居住する者
- (3) 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上の者のうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度の者
- (4) 志願しようとする特別支援学校の区域又は調整区域に居住している者（各特別支援学校の区域及び調整区域は、別表のとおりとする。）

2 募集人数

募集人数は、別に定める。

3 募集期間及び受付時間

学 校 名	募 集 期 間	受 付 時 間
神奈川県立平塚ろう学校	令和4年12月19日(月)から同月23日(金)まで	午前9時から午後4時まで
神奈川県立相模原中央支援学校	令和5年1月10日(火)から同月13日(金)まで	午前9時から午後4時まで

4 志願手続

志願者は、志願先の特別支援学校の校長（以下「校長」という。）に、次に掲げる書類を募集期間中に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) その他校長が指定する書類

5 併願の禁止

県内の他の公立特別支援学校との併願は認めないこととする。

6 選抜の日時及び場所

学 校 名	選 抜 の 日 時	選 抜 の 場 所
神奈川県立平塚ろう学校	令和5年1月18日(水)午前9時から午後2時まで	神奈川県立平塚ろう学校
神奈川県立相模原中央支援学校	令和5年1月19日(木)午前10時から11時まで	神奈川県立相模原中央支援学校

ただし、体調等の悪化その他のやむを得ない事情が生じたときは、校長が別に指定する日時とする。

7 選抜の内容

- (1) 行動観察
- (2) 面接（本人及び保護者）
- (3) その他校長が指定する内容

8 選抜結果の発表の日時及び場所

学 校 名	発 表 日 時	発 表 場 所
神奈川県立平塚ろう学校	令和5年2月10日(金)午前10時	神奈川県立平塚ろう学校
神奈川県立相模原中央支援学校	令和5年2月1日(水)午前10時	神奈川県立相模原中央支援学校

9 入学の許可

入学の許可は、合格者に対し校長が合格通知書を交付して行う。

10 入学手続

合格通知書の交付を受けた者は、指定された期日までに所定の手続をしなければならない。

11 その他

この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

別表

県立特別支援学校幼稚部（聴覚障害教育部門）の区域等

学 校 名	区 域	調 整 区 域
神奈川県立平塚ろう学校	県内全域（ただし、相模原市、大和市、座間市及び愛甲郡愛川町を除く。）	相模原市、大和市、座間市及び愛甲郡愛川町
神奈川県立相模原中央支援学校	相模原市、大和市、座間市及び愛甲郡愛川町	県内全域（ただし、相模原市、大和市、座間市及び愛甲郡愛川町を除く。）

令和5年度神奈川県立平塚ろう学校高等部の入学者の募集及び選抜要綱

令和5年度神奈川県立平塚ろう学校高等部の入学者の募集及び選抜は、この要綱の定めるところによる。

1 志願資格

(1) 本科

本科（普通科、総合デザイン科、情報ビジネス科）への入学を志願しようとする者は、次に該当する者とする。

ア 中学校、義務教育学校、特別支援学校中学部を卒業若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者、令和5年3月31日までにこれらを卒業若しくは修了する見込みの者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

イ 県内に居住する者

ウ 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上の者のうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度の者

(2) 専攻科

専攻科（理容・美容科、総合生活デザイン科、情報応用ビジネス科）への入学を志願しようとする者は、次に該当する者とする。

ア 高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校高等部本科を卒業した者、令和5年3月31日までにこれらを卒業する見込みの者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

イ 県内に居住する者

ウ 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上の者のうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度の者

2 募集人数

募集人数は、別に定める。

3 募集期間及び受付時間

募 集 期 間	受 付 時 間
令和4年12月19日(月)から同月21日(水)まで	午前9時から午後4時まで

4 志願手続

志願者は、神奈川県立平塚ろう学校の校長（以下「校長」という。）に、次に掲げる書類を募集期間中に提出しなければならない。

(1) 入学願書

(2) 調査書

(3) その他校長が指定する書類

5 併願の禁止

県内の他の公立特別支援学校との併願は認めないこととする。

6 選抜の日時及び場所

選 抜 の 日 時	選 抜 の 場 所
令和5年1月18日(水)午前9時から午後3時まで	神奈川県立平塚ろう学校

ただし、体調等の悪化その他のやむを得ない事情が生じたときは、校長が別に指定する日時とする。

7 選抜の内容

学力検査、専門検査、作文、面接（本人）及び校長が指定する内容（専門検査、作文については、本科の志願者を除く。）

学 科	学力検査（教科等）	専門検査	作 文	面 接
本科	国語、社会、数学、理科、英語	—	—	実施（本人）
専攻科	国語、数学	実施	実施	実施（本人）

8 選抜結果の発表の日時及び場所

発 表 日 時	発 表 場 所
令和5年2月10日(金)午前10時	神奈川県立平塚ろう学校

9 入学の許可

入学の許可は、合格者に対し校長が合格通知書を交付して行う。

10 入学手続

合格通知書の交付を受けた者は、指定された期日までに所定の手続をしなければならない。

11 その他

この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

令和5年度神奈川県立の特別支援学校高等部（知的障害教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱

令和5年度神奈川県立の特別支援学校高等部（知的障害教育部門）の入学者の募集及び選抜は、この要綱の定めるところによる。

1 志願資格

一次募集（前期選抜）の志願資格を有する者は、(1)に該当する者とし、一次募集（後期選抜）の志願資格を有する者は、(2)に該当する者とし、二次募集の志願資格を有する者は、(3)に該当する者とする。ただし、医療に専念する必要がある者及び集団生活に著しい支障を及ぼすおそれのある者については、入学を許可しないことがある。

(1) 一次募集（前期選抜）

ア 本人及び保護者（親権者又は後見人をいう。以下同じ。）が県内に居住する者

イ 中学校、義務教育学校、特別支援学校中学部を卒業若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者、令和5年3月31日までに卒業若しくは修了する見込みの者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

ウ 知的発達遅滞の程度が(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者

(ア) 知的発達遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度の者（他に障害を併せ有する場合には、その障害の程度が軽度である者に限る。）

(イ) 知的発達遅滞の程度が(ア)に掲げる程度に達しない者のうち、社会生活への適応が著しく困難な者（他に障害を併せ有する場合には、その障害の程度が軽度である者に限る。）

エ 志願しようとする特別支援学校の指定地域、指定する施設又は調整地域に居住している者（各特別支援学校の指定地域、指定する施設及び調整地域は別表のとおりとする。）

オ 特別支援学校で実施する一次募集（前期選抜）に係る「特別支援学校への志願資格を確認するための相談」を済ませた者

カ 横浜市立日野中央高等特別支援学校、横浜市立二つ橋高等特別支援学校、横浜市立若葉台特別支援学校又は川崎市立中央支援学校分教室の令和5年度入学選抜の志願をしない者

(2) 一次募集（後期選抜）

ア (1)アからウの全てに該当する者

イ 神奈川県立の特別支援学校高等部（知的障害教育部門）の令和5年度一次募集（前期選抜）を志願した者又は県内の市立特別支援学校高等部（知的障害教育部門）の令和5年度入学選抜を志願した者のうち、合格者になっていない者

ウ 特別支援学校で実施する一次募集（後期選抜）に係る「特別支援学校への志願資格を確認するための相談」を済ませた者

(3) 二次募集

ア (1)アからウの全てに該当する者

イ 令和5年度入学者選抜における国公立の特別支援学校又は高等学校（高等専門学校を含む。）の合格者になっていない者

ウ 特別支援学校で実施する二次募集に係る「特別支援学校への志願資格を確認するための相談」を済ませた者

2 募集人数

(1) 一次募集（前期選抜）の募集人数は別に定める。

(2) 一次募集（後期選抜）の実施校及び募集人数については一次募集（前期選抜）終了後に別に定める。

(3) 二次募集の実施校及び募集人数については一次募集（後期選抜）終了後に別に定める。

3 募集期間及び受付時間

区分	募集期間	受付時間
一次（前期）	令和4年11月18日（金）から同月22日（火）まで	午前9時から午後4時まで
一次（後期）	令和5年1月11日（水）及び同月12日（木）	午前9時から午後4時まで
二次	令和5年3月2日（木）及び同月3日（金）	午前9時から午後4時まで

4 志願手続

志願者は、志願先の特別支援学校の校長（以下「校長」という。）に次に掲げる書類を募集期間中に提出しなければならない。

(1) 入学願書

(2) 調査書

(3) その他校長が指定する書類

5 併願の禁止

県内の他の公立特別支援学校との併願は認めないこととする。

6 志願変更

志願者は、志願調整期間内に募集人数より志願者が少ない学校に限り志願変更ができる。志願調整期間及び受付時間は次表のとおりとする。

区分	志願調整期間	受付時間
一次（前期）	令和4年11月24日（木）及び同月25日（金）	午前9時から午後4時まで
一次（後期）	令和5年1月13日（金）及び同月16日（月）	午前9時から午後4時まで
二次	令和5年3月6日（月）	午前9時から午後4時まで

7 選抜の日時及び場所

区分	選抜の日時	選抜の場所
一次（前期）	令和4年12月1日（木）午前9時から午後4時まで	志願先の特別支援学校

一次（後期）	令和5年1月19日（木）午前9時から午後4時まで	志願先の特別支援学校
二次	令和5年3月7日（火）午前9時から午後4時まで	志願先の特別支援学校

ただし、体調等の悪化その他のやむを得ない事情が生じたときは、校長が別に指定する日時とする。

8 選抜の内容

選抜の内容は次のとおりとする。

(1) 一次募集（前期選抜、後期選抜）

- ア 学力検査
- イ 体力・運動能力の検査
- ウ 面接（本人及び保護者）
- エ その他校長が指定する内容

(2) 二次募集

別に指定する内容を実施する。

9 選抜結果の通知及び通知の日時

選抜結果は、合格通知書により通知する。通知書の発送日は次表のとおりとする。

区分	通知書の発送日
一次（前期）	令和4年12月8日（木）から同月13日（火）まで
一次（後期）	令和5年1月26日（木）から同月31日（火）まで
二次	令和5年3月14日（火）から同月20日（月）まで

10 入学の許可

入学の許可は、合格者に対し校長が合格通知書を交付して行う。

11 入学手続

合格通知書の交付を受けた者は、指定された期日までに所定の手続をしなければならない。

12 その他

この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

別表

県立特別支援学校高等部（知的障害教育部門）の指定地域等

学 校 名	教 室 名 等	指定地域及び指定する施設	調 整 地 域
神奈川県立鶴見支援学校	本校	横浜市鶴見区、横浜市神奈川区、横浜市港北区、川崎市川崎区、川崎市幸区、川崎市中原区	「指定地域」以外の地域 (注2)
	岸根分教室	横浜市、川崎市	
神奈川県立保土ヶ谷支援学校	本校	横浜市西区、横浜市中区、横浜市南区、横浜市港南区、横浜市保土ヶ谷区、横浜市戸塚区、すみれ園	
	舞岡分教室	横浜市	
	横浜平沼分教室	横浜市、川崎市	
神奈川県立金沢支援学校	本校	横浜市磯子区、横浜市金沢区、横須賀市（注1）、横浜訓盲院	
	横浜氷取沢分教室	横浜市	
神奈川県立みどり支援学校	本校	横浜市神奈川区、横浜市旭区、横浜市港北区、横浜市緑区、横浜市都筑区、ぶどうの実	
	新栄分教室	横浜市、川崎市	
神奈川県立あおば支援学校		横浜市青葉区、横浜市都筑区、横浜市緑区、川崎市麻生区	
神奈川県立瀬谷支援学校	本校	横浜市旭区、横浜市泉区、横浜市瀬谷区、大和市、ぼらいと・えき、くるみ学園	
	大和東分教室	横浜市、相模原市、藤沢市、大和市、綾瀬市	
	大和南分教室	横浜市、藤沢市、大和市、綾瀬市	
神奈川県立三ツ境支援学校	本校	横浜市西区、横浜市保土ヶ谷区、横浜市旭区、横浜市泉区、横浜市瀬谷区、大和市	
	横浜緑園分教室	横浜市、藤沢市、大和市	
神奈川県立横浜ひなたやま支援学校		横浜市戸塚区、横浜市泉区、横浜市瀬谷区、相模原市南区（注3）、藤沢市、大和市	
神奈川県立中原支援学校	本校	横浜市鶴見区、横浜市港北区、川崎市幸区、川崎市中原区、川崎市高津区、川崎市中央療育センター	
	住吉分教室	横浜市、川崎市	

神奈川県立高津支援学校	本校	横浜市港北区、横浜市都筑区、川崎市中原区、川崎市高津区、川崎市宮前区、川崎市多摩区、川崎市麻生区
	生田東分教室	横浜市、川崎市
	川崎北分教室	横浜市、川崎市
神奈川県立麻生支援学校	本校	横浜市青葉区、横浜市都筑区、川崎市高津区、川崎市宮前区、川崎市多摩区、川崎市麻生区
	元石川分教室	横浜市、川崎市
神奈川県立津久井支援学校		相模原市緑区
神奈川県立相模原支援学校	本校	相模原市緑区、相模原市中央区、相模原市南区、厚木市、愛甲郡愛川町、相模はやぶさ学園
	橋本分教室	相模原市、厚木市、座間市、愛甲郡愛川町
神奈川県立相模原中央支援学校		相模原市中央区、相模原市南区の一部（注4）
神奈川県立岩戸支援学校		横浜市金沢区、横須賀市、逗子市、三浦市、三浦郡葉山町、三浦しらとり園
神奈川県立武山支援学校	本校	横須賀市、逗子市、三浦市、三浦郡葉山町、三浦しらとり園
	津久井浜分教室	横須賀市、逗子市、三浦市、三浦郡葉山町
神奈川県立平塚支援学校		平塚市、秦野市、中郡大磯町、中郡二宮町、精陽学園、子ども自立生活支援センター
神奈川県立湘南支援学校		平塚市、小田原市、中郡大磯町、中郡二宮町、足柄上郡中井町、足柄下郡箱根町、足柄下郡真鶴町、足柄下郡湯河原町
神奈川県立鎌倉支援学校	本校	横浜市港南区、横浜市磯子区、横浜市戸塚区、横浜市栄区、鎌倉市、藤沢市、逗子市
	金井分教室	横浜市、鎌倉市、藤沢市、逗子市
神奈川県立藤沢支援学校	本校	横浜市泉区、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、高座郡寒川町
	鎌倉分教室	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市

神奈川県立小田原支援学校	本校	小田原市、南足柄市、足柄上郡中井町、足柄上郡大井町、足柄上郡松田町、足柄上郡山北町、足柄上郡開成町、足柄下郡箱根町、足柄下郡真鶴町、足柄下郡湯河原町、光海学園、わらべの杜
	大井分教室	小田原市、秦野市、南足柄市、中郡大磯町、中郡二宮町、足柄上郡中井町、足柄上郡大井町、足柄上郡松田町、足柄上郡山北町、足柄上郡開成町、足柄下郡箱根町、足柄下郡真鶴町、足柄下郡湯河原町
	湯河原校舎	足柄下郡真鶴町、足柄下郡湯河原町
神奈川県立茅ヶ崎支援学校		茅ヶ崎市、高座郡寒川町
神奈川県立秦野支援学校		平塚市、小田原市、秦野市、南足柄市、足柄上郡中井町、足柄上郡大井町、足柄上郡松田町、足柄上郡山北町、足柄上郡開成町、足柄下郡箱根町、足柄下郡真鶴町、足柄下郡湯河原町
神奈川県立伊勢原支援学校	本校	厚木市、伊勢原市、愛甲郡愛川町、愛甲郡清川村、平塚市、海老名市、七沢学園
	伊志田分教室	平塚市、厚木市、伊勢原市、愛甲郡愛川町、愛甲郡清川村
神奈川県立えびな支援学校		厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、高座郡寒川町
神奈川県立座間支援学校	本校	相模原市中央区、相模原市南区、海老名市、座間市、綾瀬市、愛甲郡愛川町、愛甲郡清川村、厚木市
	有馬分教室	相模原市、茅ヶ崎市、厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市、高座郡寒川町
	相模向陽館分教室	相模原市、藤沢市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市

※1 「指定地域」からの志願を原則とする。

※2 「指定する施設」に入所する者で分教室を志願する者又は「指定する施設」を除く他の施設に入所している者については、その施設の所在地で地域を確認する。

※3 入学資格のある者が募集人数より多い場合は、抽選により入学者を決定する。

(注1) 横須賀線以北に居住している者に限る。

- (注2) 通学時間や災害時の対応等を考慮して判断する。
- (注3) 最寄駅が小田急江ノ島線の地域に居住している者に限る。
- (注4) 相模原市中央区内に所在する中学校の通学区域に居住している者に限る。

令和5年度神奈川県立の特別支援学校高等部（肢体不自由教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱

令和5年度神奈川県立の特別支援学校高等部（肢体不自由教育部門）の入学者の募集及び選抜は、この要綱の定めるところによる。

1 志願資格

神奈川県立の特別支援学校高等部（肢体不自由教育部門）への入学を志願しようとする者は、次に該当する者とする。ただし、医療に専念する必要がある者及び集団生活に著しい支障を及ぼすおそれのある者については、入学を許可しないことがある。

- (1) 本人及び保護者（親権者又は後見人をいう。以下同じ。）が県内に居住する者
- (2) 中学校、義務教育学校、特別支援学校中学部を卒業若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者、令和5年3月31日までにこれらを卒業若しくは修了する見込みの者又はこれと同等以上の学力があると認められた者
- (3) 肢体不自由の状態の程度が次のア又はイのいずれかに該当する者
 - ア 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度の者
 - イ 肢体不自由の状態がアに掲げる程度に達しない者のうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度の者

2 募集人数

募集人数は、別に定める。

3 募集期間及び受付時間

募 集 期 間	受 付 時 間
令和4年11月18日(金)から同月22日(火)まで	午前9時から午後4時まで

4 志願手続

志願者は、志願先の特別支援学校の校長（以下「校長」という。）に次に掲げる書類を募集期間中に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 調査書
- (3) その他校長が指定する書類

5 併願の禁止

県内の他の公立特別支援学校との併願は認めないこととする。

6 志願変更

志願者は、志願調整期間中に募集人数より志願者が少ない学校に限り志願変更ができる。志願調整期間及び受付時間は次表のとおりとする。

志 願 調 整 期 間	受 付 時 間
令和4年11月24日(木)及び同月25日(金)	午前9時から午後4時まで

7 選抜の日時及び場所

選 抜 の 日 時	選 抜 の 場 所
令和4年12月1日(木)午前9時から午後4時まで	志願先の特別支援学校

ただし、体調等の悪化その他のやむを得ない事情が生じたときは、校長が別に指定する日時とする。

8 選抜の内容は次のとおりとする。

- (1) 学力検査
- (2) 体力検査、体幹・上肢・下肢等の運動機能の検査
- (3) 面接（本人及び保護者）
- (4) その他校長が指定する内容

9 選抜結果の通知及び通知の日時

選抜結果は、合格通知書により通知する。通知書の発送日は令和4年12月8日(木)から同月13日(火)までとする。

10 入学の許可

入学の許可は、合格者に対し校長が合格通知書を交付して行う。

11 入学手続

合格通知書の交付を受けた者は、指定された期日までに所定の手続をしなければならない。

12 その他

この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

令和5年度神奈川県立の特別支援学校高等部（訪問教育）の入学者の募集及び選抜要綱

令和5年度神奈川県立の特別支援学校高等部（訪問教育）の入学者の募集及び選抜は、この要綱の定めるところによる。

1 志願資格

(1) 訪問教育（在宅）を実施する特別支援学校の高等部

神奈川県立の特別支援学校高等部の訪問教育（在宅）への入学を志願しようとする者は、次に該当する者とする。ただし、医療に専念する必要のある者については、入学を許可しないことがある。

ア 本人及び保護者（親権者又は後見人をいう。以下同じ。）が県内に居住する者

イ 中学校、義務教育学校、特別支援学校中学部を卒業若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者、令和5年3月31日までにこれらを卒業若しくは修了する見込みの者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

ウ 重度の知的障害者、重度の肢体不自由者又は慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療若しくは生活規制を必要とする程度の者で、通学することが困難であると認められ、在宅での教育を受けることが可能な者

(2) 訪問教育（施設）を実施する特別支援学校の高等部

神奈川県立の特別支援学校高等部の訪問教育（施設）への入学を志願しようとする者は、次に該当する者とする。ただし、医療に専念する必要のある者については、入学を許可しないことがある。

ア 次表の医療型障害児入所施設（旧重症心身障害児施設）への長期の入所が必要な者

医療型障害児入所施設（旧重症心身障害児施設）名
神奈川県立こども医療センター重症心身障害児施設
ソレイユ川崎
小さき花の園
国立病院機構神奈川病院重症心身障害児病棟
ワゲン療育病院長竹
ライフゆう

イ 中学校、義務教育学校、特別支援学校中学部を卒業若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者、令和5年3月31日までにこれらを卒業若しくは修了する見込みの者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

ウ 令和5年4月1日において満18才に満たない者

2 募集人数

募集人数は、別に定める。

3 募集期間及び受付時間

募 集 期 間	受 付 時 間
令和4年11月18日(金)から同月22日(火)まで	午前9時から午後4時まで

4 志願手続

志願者は、志願先の特別支援学校の校長（以下「校長」という。）に次に掲げる書類を募集期間中に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 調査書
- (3) その他校長が指定する書類

なお、訪問教育（施設）を実施する特別支援学校の高等部への入学を志願する者は、それぞれ次表の学校へ志願するものとする。

医療型障害児入所施設（旧重症心身障害児施設）名	志願先の学校名
神奈川県立こども医療センター重症心身障害児施設	神奈川県立横浜南支援学校
ソレイユ川崎	神奈川県立麻生支援学校
小さき花の園	神奈川県立鎌倉支援学校
国立病院機構神奈川病院重症心身障害児病棟	神奈川県立秦野支援学校
ワゲン療育病院長竹	神奈川県立津久井支援学校
ライフゆう	神奈川県立岩戸支援学校

- 5 併願の禁止
県内の他の公立特別支援学校との併願は認めないこととする。
- 6 志願変更
訪問教育へ志願手続をした者は、他校への志願変更をすることはできない。
- 7 選抜の日時及び場所

選 抜 の 日 時	選 抜 の 場 所
令和4年12月1日(木)の校長が指定する時間	校長が指定する場所

ただし、体調等の悪化その他のやむを得ない事情が生じたときは、校長が別に指定する日時とする。

- 8 選抜の内容
選抜の内容は、面接（本人及び保護者）とする。
- 9 選抜結果の通知及び通知の日時
選抜結果は、合格通知書により通知する。通知書の発送日は令和4年12月8日(木)から同月13日(火)までとする。
- 10 入学の許可
入学の許可は、合格者に対し校長が合格通知書を交付して行う。
- 11 入学手続
合格通知書の交付を受けた者は、指定された期日までに所定の手続をしなければならない。
- 12 その他
この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。